

PIでの意見を踏まえた修正③－Ⅱ（「7 市政運営」～「9 国、県、他の自治体等との連携」）

No.	グループ	前回の反映結果	再修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
1	A	(1)計画的な市政運営 市は、中長期的な市政運営の指針を策定し、それに基づいた適切な進行管理を行い、計画的な市政運営に努めます。また、策定に当たっては本条例が示すまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、市民参画の下で検討を進めるものとしします。	中長期的な市政運営の指針のイメージ、どういったものを想定しているのか。	前々回の会議で、「地方自治法の改正で基本構想の策定義務がなくなった中で、今後も「総合計画」という名称の計画を作っていくのかどうかは、現時点で未知数と言え、ここで敢えて「総合計画を策定する」という形で縛る必要があるのか」という意見が出たため、総合計画を含め、市の中長期的な計画を策定となった場合に、ある程度、どのような形にも対応できる(読める)表現として、「中長期的な市政運営の指針」という表現にしていますので、現段階での具体的な想定はありませんが、現在の市の計画で言えば、総合計画がこれに該当することになります。	
2	B		総合計画の規定の時には、基本構想について議会の議決を得ることとされていたが、今回の修正案には、それが無い。どのような議論があって削除したのか。	現行どおり、総合計画という形で行くのであれば、どこまでを議会の議決対象とするのかとなった時に、基本構想の部分ということで判断できますが、総合計画ではない形で中長期的な市政運営の指針を定める場合を考えると、指針の具体的な体系や内容は不明であり、現段階で、議決対象とするか否か、するとすればどこまでを議決の対象とするのかについて判断することは難しいことから、今回は、議決に関する文章は削除したところです。また、自治基本条例ではなくとも、議会の議決に付すべき案件として、市の条例で定めれば、議会の議決を得ることとなります。	
3	A	(3)自立した市政運営 市は、自立した行財政運営と行政サービスの向上のために、市民参画の下、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとしします。  市は、行政評価を実施し、市が行う施策や事務事業について、点検・評価し、見直し・改善につなげるものとしします。	行政改革の推進については、市民参画の下進める、行政評価については、市が事務的に進め、市民に対して結果を公表し、行政改革に繋げるという流れはよいのではないのか。	—	
4	A	・行政改革:事務事業の見直し、時代に即応した組織の見直し、定員管理、効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上等を実施すること。  ・行政評価:市が行う施策や事務事業(目的を達成させるために、予算や人材を投入し行う事業)について、点検・評価し、見直し・改善につなげるほか、それらを市民へ情報提供する制度。	行政評価が「自立」に結びつくというのがイメージしにくい。  行政改革、行政評価が何をやっているのか、市民には分かりにくい。	行政自身が、施策や事務事業の立案・実施のみではなく、点検・評価、それを基にした見直し・改善を行うということは、計画から改善まで自らが行うこととなり、自立した行財政運営につながるものと考えています。  行政改革及び行政評価に関する説明ですが、詳細に書こうとすると、膨大な量の文章になることから、本条例の中においては、現在の表現に留めたいと考えます。また、市の行政改革の詳細については、行政改革大綱等を参照していただきたいと思いますが、その旨を逐条解説に入れるよう検討していきたいと思っております。	